

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の収納管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭和村は、地方税の収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

昭和村長

## 公表日

平成27年6月11日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法の規定により賦課された個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)の収納情報を管理する。</p> <p>(1)収納管理に関する業務</p> <p>①各税システムからの賦課情報の入手</p> <p>②指定金融機関からの収納[納付(納入)済通知書]情報の入手</p> <p>(2)過誤納金に関する業務</p> <p>(3)督促に関する業務</p> <p>(4)名寄せに関する業務</p> <p>(5)納税証明書等、市税の納付に関する証明書の発行</p>
③システムの名称	<p>税収納管理システム</p> <p>統合宛名システム</p> <p>中間サーバー・ソフトウェア</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

収納情報ファイル  
 処分情報ファイル  
 折衝記録ファイル  
 口座情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>・内閣府・総務省令</p> <p>地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠</p> <p>番号法第9条第1項 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p> <p>・情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)第27の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	総務課長 舟木 幸一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課住民係 〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652 電話:0241-57-2115

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>